

人間と教育
No. 81
2014.3
掲載

Thesis

論稿

大内裕和

奨学金制度はこれでいいのか

おおうちひろかず
1967年神奈川県生まれ
中京大学国際教養学部教授
専門は教育学・教育社会学
編著に奨学金問題対策全国会議編
『日本の奨学金はこれでいいのか!』(あけび書房)

1 奨学金を借りなければ進学できない 奨学金利用者の急増

奨学金をめぐる状況は、一昔前とは大きく変わっている。現在でも、奨学金を「一部の経済的に厳しい苦学生のみが利用している」と考える人は決して少なくない。たとえば今から44年前の1970年に奨学金を利用していた学生は、全学生のうちの12・9%と一割をやや上回るほどの比率であった。1996年においても奨学金を利用している学生は全学生のうち21・2%と全体の約2割に過ぎない。

1970年に大学生であった人の現在の年齢は、60代前半から半ばほどである。1996年に大学生であった人の現在の年齢は、30代半ばから40歳くらいである。30代半ばから60代半ばの世代が、自分の経験から奨学金について「ごく一部の」学生が利用するものとイメージしてしまつたのも、無理からぬことであろう。

奨学金利用者が急増したのは、つい最近のことである。1996年に21・2%だった奨学金利用率は、2010年に50・7%へと急増した。わずか14年で2倍以上、全大学生の半数を超えている。

は、子どもの学費を親が支払うことを困難にしているし、正規雇用労働者であっても賃金上昇が十分になれば、子どもの大学での学費を支払うことは容易ではない。

奨学金利用者が全大学生の半数を超えたということは、奨学金は今や、「一部の」あるいは「少数の」学生が利用するものではない。奨学金を利用する学生が、全学生のなかで「多数派」となったということは、奨学金はそれが必要ならば進学を不可能にするものへと変わったということの意味する。奨学金を借りなければ進学できない時代が到来したのである。

2 悪化を続けてきた奨学金制度 有利子の増加と金融事業化

奨学金制度は大きな曲がり角にきている。奨学金制度は本来、経済的に大学進学が困難な学生に対して、進学機会を提供し、在学中の学習や研究を支えるものであるべきだ。しかし、現在の奨学金制度はそうした役割を果たしているものとはいえない。

日本の奨学金事業全体の約8割を占めているのが、日本学生支援機構(2004年に日本育英会から組織改編)の奨学金である。日本学生支援機構の奨学金は近

奨学金利用者の急増の背景には、学費を負担する親の経済状況の悪化がある。国税庁による民間給与実態調査によれば、民間企業で働いている人の年収は、1997年の467万円のピーク時から、2012年には408万円へと低下している。また、厚生労働省による「国民生活基礎調査の概況」によれば、平均世帯年収はピークであった1994年の664・2万円から、2011年には548万2千円まで低下している。経済状況の悪化と奨学金利用者の急増とが、びつたりと重なっていることがわかる。

1990年代以降に進行した経済のグローバル化と、それにともなう新自由主義政策の遂行は、失業者・非正規雇用労働者の急増を引き起こすとともに、年功序列型賃金や終身雇用を特徴とする日本型雇用の解体をもたらした。

年功序列型賃金や終身雇用は、諸外国のなかでも突出して高い学費を親が負担することを可能としてきた。子どもが大学生の頃になると父親の賃金が上昇し、子どもの高い学費を自らの賃金によって支払うことを可能にしてきたからである。しかし、日本型雇用の解体は、これを不可能としている。失業者や非正規雇用労働者の増加

年、急速に「金融事業」化を進めた。奨学金の金融事業化を最も示しているのが、有利子奨学金の増加である。

現在、日本学生支援機構の奨学金には、大きく分けて第一種と第二種の二種類の奨学金が存在する。第一種奨学金は無利子の奨学金であり、第二種奨学金が有利子の奨学金である。1984年に世論の反対を押し切って日本育英会法が改定され、有利子の第二種奨学金の導入が決まった。

そして1999年4月の「きぼう21プラン」以降、有利子奨学金の採用基準が緩和されるとともに、貸与人数の大幅な拡大が図られた。これによって日本学生支援機構奨学金の無利子対有利子の比率は、貸与人員においては、1998年の78・22から2013年には29・71、事業費において1998年の76・24から2013年には24・76とほぼ逆転し、有利子中心の制度となった。

無利子貸与奨学金は一般会計から支出される政府貸付金を中心とした財源であるのに対して、有利子貸与奨学金は財政投融资を中心とした財源として運営される。一般会計から支出されないということは、「小さな政府」を目指す当時の新自由主義政策とも合致していたことがわかる。2007年以降は民間資金の導入も始まった。

1・08%である。この場合には返還総額は536万4513円である。毎月の返還額は2万2351円であり、ここでも返還が大きな負担となることは間違いない。日本学生支援機構は2010年8月に「債権管理部」を設置し、回収を強化している。延滞が3か月に達すると延滞者の情報を個人信用情報機関（全国銀行個人信用情報センター）に登録する。登録された期間はローンやキャッシング、クレジットカードの審査には通らない可能性が高くなる。

延滞が4か月に達すると、延滞債権の回収を債権回収専門会社（サービサー）に委託する。そして延滞が9か月になると自動的に法的措置となり、日本学生支援機構は、地元の簡易裁判所などに支払い督促の申し立てをし、裁判所は当事者に「支払い督促」を発行する。裁判所から支払督促を申し立てられる奨学金滞納者は2004年には200件だったが、2011年には1万件に増えている。

原資の確保を優先するのであれば元本の回収がなにより重要なはずであるが、日本学生支援機構は2004年以降、回収金はまず延滞金と利息に充当する方針を続けている。2010年度の利息収入は232億円、延滞金

「借りた以上の金を返さなければならぬ」有利子奨学金は、豊かでない家庭の出身者にも経済的支援をすることによって、「教育を受ける権利」を保障する奨学金という名に値しない。学生が卒業後に支払う有利子財源は利子がついて市場に還流し、次の財政融資資金になる。そのことは、奨学金が教育事業ではなく、金融事業となっていることを示している。

3 金融事業化した奨学金制度の実態

具体的にみてみよう。有利子の第二種奨学金を月に10万円を借りたとする。4年間の貸与総額は480万円になる。第二種奨学金の利率は固定方式と見直し方式があるが、両方式ともに上限利率は最大3%までとなっている。上限利率の3%で計算すると、480万円借りた人の返還総額は、645万9510円となる。

この場合、毎月の返還額は2万6914円で、返還年数は20年である。大学卒業後の23歳から返還を始める、と終わるのは43歳となる。月に約2万7000円という返還額は莫大であり、これは大きな負担となる。2012年3月末貸与終了者の貸与利率は、利率固定方式では

収入は37億円に達する。これらの金は経常収益に計上され、原資とは無関係のところに回っている。

この金の行き先の一つが銀行で、もう一つが債権回収専門会社である。2010年度期末で民間銀行からの貸付残高はだいたい1兆円で、年間の利払いは23億円である。債権回収専門会社については同年度、約5万5000件を日立キャピタル債権回収など2社に委託し、16億7000万円を回収していて、そのうち1億4000万円が手数料として払われている。

このことから、奨学金が銀行や債権回収会社に利益をもたらす金融事業となっていることがわかる。一度、奨学金を延滞してしまつと、そこからの支払いは延滞金+利息+元本の順となる。延滞金が10%であるから、元本の10%以上のお金を支払わなければならない。このために、元本がなかなか減らず、奨学金返還が長期化する人が増加している。

現在の奨学金制度は、利用者にとって返還が極めて困難な内容となっているといえるだろう。

4 返したくても返せない―若年労働市場の劣化

の報道が増加し、奨学金返還に苦しむ当事者の声がメディアを通して伝えられた。当事者の声や奨学金制度の実情が報道されるにつれ、奨学金問題の焦点が「返さない」個人のモラルの問題から、奨学金制度が抱える構造上の問題や「返せない」若年層の貧困問題へと徐々に移動していった。

2013年内に改善への動きが始まった。2013年12月24日に、2014年度予算案の閣議決定が発表された。延滞金賦課率10%から5%への引き下げ、奨学金返還猶予期限の5年から10年への延長、無利子の第一種奨学金利用者の増加(42万6千人から45万2千人へ2万6千人増)などが盛り込まれた。

まだまだ不十分ではあるものの、2013年の運動は奨学金制度改善へ向けての重要な一歩をもたらしたと言えるだろう。

6 今後の課題

ここまで、奨学金制度の問題点と改善へ向けての動きを考察してきた。最後に、今後の課題について論じる。

第一の課題は、当事者である学生が奨学金制度の問題

点を理解できる状況をつくっていくことである。奨学金を借りている当事者である大学生の多くは、この問題を十分には理解していない。予約申請する高校生の関心の中心は「どの大学に進学するか」であり、「大学卒業後の奨学金返還がいかに大変か」を冷静に考えることは容易ではないだろう。

大学の学費を原則として親が負担する「親負担主義」⁽⁵⁾も、学生たちの理解を妨げている。親負担主義の下では、奨学金を借りるとしてもそれは親が負担し切れない分を「補う」ものであり、学生が「奨学金を借りているのは自分だ」という当事者意識を持ちにくい。

また具体的に卒業後の返還額を頭に入れたとしても、高校生の多くは自分で家計をやりくりした経験を持たないことがほとんどである。大学生でも自宅通学である場合には、家計をやりくりする経験は余りない。自宅から出て下宿をした場合には、家計のやりくりについて一定の経験をするにはなるが、それでも自分の働いた賃金のみで生活するのはごく少数で、多くは「親の仕送り」を得ている。

自分自身で稼いだお金で家計をやりくりした経験のない学生が、「月に2万円の返還」と聞いても、リアリティ

をもつことは困難だろう。この状況を親や教員が理解し、借りた本人が奨学金制度の問題点をより良く理解できるように援助やアドバイスをすべきである。

第二の課題は、奨学金を返還することについて、「借りた金を返すのは当たり前」と本人の「自己責任」を当然視する風潮を変えていくことである。学費を払っているのが原則として親である現在の日本社会で、奨学金を返還することが借りた本人の「自己責任」ということにはならない。

なぜなら、奨学金を借りるか否か、また借りる場合にどれだけの額を借りるかは、本人の努力によっては決まらないからである。それらは「親の経済力」に大きく影響される。親の経済力に恵まれた学生は奨学金を借りる必要がなく、卒業後の返還も行わなくてすむ。もう一方で親の経済力に恵まれない学生は多額の奨学金を借りざるを得ず、卒業後もその返還をし続けなければならない。これは出身階層による経済格差が、大学卒業後にも再生産され続けることを意味する。

高い学費が経済的に豊かでない家庭出身者の大学進学機会を奪うことに加えて、金融事業化した奨学金制度が、奨学金を借りて大学進学を選んだ学生の卒業後の人

生を様々な意味で制約してしまっている。学費の高さと貧しい奨学金制度は、巨大な社会的不正をもたらしているのだ。

金融事業化した奨学金制度を一刻も早く、「生まれによる差別」を是正し、「教育を受ける権利」を保障するための奨学金制度へと変えて行かなければならない。

参考文献

- 中西新太郎+箕輪明子編 2013 「キーワードで読む現代日本社会」(第二版)、旬報社。
奨学金問題対策全国会議編 2013 「日本の奨学金はこれだけのか!」あけび書房。
矢野真和 2011 「習慣病」になったニッポンの大学(日本図書センター)。

注

- 1 この点については、中西新太郎+箕輪明子編「キーワードで読む現代日本社会」(第二版)(旬報社)を参照のこと。
- 2 「就業構造基本調査2012年」を参照。
- 3 「就業構造基本調査2012年」を参照。
- 4 奨学金問題対策全国会議の事務局は、〒177-0041 東京都中央区銀座5-12-15 COI銀座612ビル7階 東京市民法律事務所内、電話03-3571-6051 FAX03-3571-9379。
- 5 「親負担主義」について矢野真和「習慣病」になったニッポンの大学(日本図書センター)を参照。